

静岡県および御前崎市による津波対策工事ほか追加工事の 点検および確認について(第 126 回)

2025 年 10 月 10 日

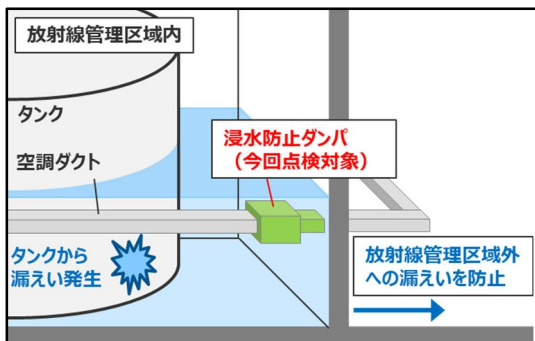
本日、当社が実施している津波対策工事ほか追加工事(注1)について、御前崎市の立ち会いの下、静岡県による点検を受けましたので、お知らせします。

新規制基準では、機器の損傷等により生じた放射性物質を含む液体が、放射線管理区域外へ漏えいしないよう措置を施すことが求められています。

今回は、3号機の復水タンクおよび復水サージタンク(注2)の破損により放射性物質を含む水が建屋内に漏えいした場合に、空調ダクト(注3)を通してその水が放射線管理区域外に漏えいしないよう設置した浸水防止ダンパについて確認いただきました。

静岡県から「浸水防止ダンパについて書類確認および現場確認をおこなった。中部電力の計画どおりに設置されていることを確認した。引き続き設備の維持管理をお願いしたい。」との講評をいただきました。

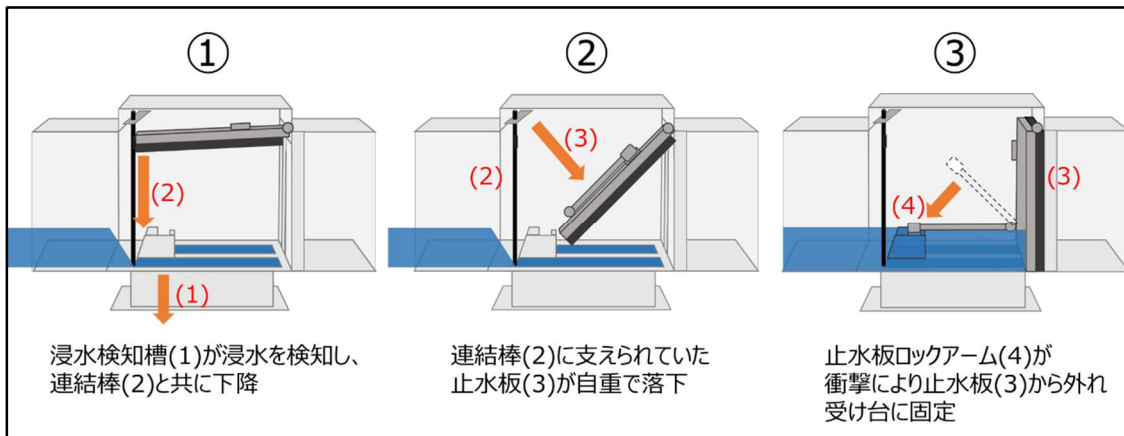
御前崎市から「浸水防止ダンパについて、中部電力の計画どおりに設置されていることを確認した。引き続き、津波対策工事ほか追加工事の点検および確認について協力をお願いしたい。」との講評をいただきました。



今回点検対象の概要図



浸水防止ダンパの点検の様子



浸水防止ダンパの作動イメージ

注1 自主的に取り組んできた重大事故対策や、2013 年 7 月に施行された原子力規制委員会の新規制基準を踏まえ追加した対策工事などのことです。

注2 復水タンク、復水サージタンクは、液体廃棄物処理系で処理した水を発電所で再利用するため、貯留しているタンクです。

注3 空調ダクトは、給気や排気などを目的として屋内や屋外に設置された空気の通り道です。

(これまでにお知らせした内容は、[こちら](#)でご覧いただけます。)

以 上